

令和7年度 森町水質検査計画書-1 森町上水道(本町地区)

[水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	検査回数	森町浄水場												検査の省略										
				検査月													原水									
				浄水						原水																
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上
1	一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検							●		●		●	不可			
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検							●		●		●	不可			
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															●		●		●	不可			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															●		●		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															●		●		●	可			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															●		●		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査															□		●		●	可			
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検		検		検		検								●		●		●	不可			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	不可			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可(海水を原水とする場合は不可)			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	省略1年1回	●		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	省略1年1回	●		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査															□	省略1年1回	●		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
21	塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水毎月	検	検	検	検	検	検	検	検								●				不可			
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
30	プロモホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回		検		検		検		検								●				不可			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検		検		検		検							□		●		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査		検		検		検		検		検		検		検		□		●		可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査		検		検		検		検		検		検		検		●		●		可			
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検							○		●		●	不可			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可			
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□		●		●	可			
42	ジエオスミン	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査		検		検		検		検							△				△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
43	2-メチルイソポルネオール	0.00001mg/l																								

令和7年度 森町水質検査計画書-2 上水道(駒・赤地区)

[水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	検査回数	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道												浄水	原水	検査の省略				
				検査月																		
				浄水						原水												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
1	一般細菌	100個/ml 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検							●	●			
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検							●	●			
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															●	●			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査															□	●			
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検		検		検		検								●	●			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□省略1年1回	●			
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□省略1年1回	●			
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン																					
	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査															□	●			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
21	塩素酸	0.5mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
30	プロモホルム	0.09mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	浄水3ヶ月1回	検		検		検		検								●	●			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検		検		検		検								□	●			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査	検		検		検		検		検		検		検		□	●			
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査	検		検		検		検		検		検		検		□	●			
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□	●			
42	ジエオスミン	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査	検	検	検											△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘査)				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査			検	検	検									△	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘査)				
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□省略1年1回	●			
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	浄水1年1回、原水1年1回検査															□省略1年1回	●			
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l 以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検						○	●	●			
47	pH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	●			
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	●			
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検															

令和7年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道

〔水質検査項目及び回数〕

●：検査回数の減は無し

○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。

△: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ

□: 原水水質が大きく変わるおそれがある場合、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無くかつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。又、省略した項目についても3年に1回は検査を行うこと。

ただし、特記は過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所：三岱地下水1号井

三岱地下水2号井

多部郡森町字三岱102番地2

多部郡森町字三岱56番地1

多部郡森町字濁川88番地

新編中華書局影印